

2023年12月

お客さま各位

株式会社横浜銀行

「破産管財人口座開設手数料」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
このたび横浜銀行では、破産管財人口座開設手数料を下記のとおり改定いたします。
今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日
2024年2月1日(木)

2. 改定内容

	改定前	改定後
手数料名称	破産管財人口座開設手数料	破産管財人等口座開設手数料
対象名義口座	破産管財人	破産管財人、相続財産管理人、 相続財産清算人、不在者財産管理人
手数料	5,500 円(税込み)	16,500 円(税込み)

以上

本件に関するお問い合わせ
横浜銀行のお取引店へお問い合わせください。
[電話受付時間] 銀行窓口営業日の9時～17時